

令和2年度（第2回）新居浜市職員採用候補者登録試験要項

1 受付期間

令和2年7月29日（水曜日）から8月26日（水曜日）までの執務時間中（土・日曜日及び祝日を除き8時30分から17時15分まで）受け付けます。

なお、郵便の場合は、令和2年8月21日（金曜日）までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、これらのうち希望するいずれか一つについて受験できます。

	試験区分	採用予定人員	職務内容
初級	一般事務（初級）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。
	一般事務（障がい者・初級）	若干名	
	消防士（初級）	若干名	消防業務に従事します。
	土木技術（初級）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
有資格者	社会福祉（有資格者）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、社会福祉関係業務に従事します。
	管理栄養士（有資格者）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、栄養士業務に従事します。
	建築技術（有資格者）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
上級	一般事務（上級）（魅力あるパーソナリティ枠）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。
	建築技術（上級）	若干名	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。
	機械技術（上級）	若干名	
中級	機械技術（中級）	若干名	

3 受験資格

- (1) 全ての職種において男女は問いません。
- (2) 日本国籍を有しない人も受験できます（ただし、消防士は除きます。）。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者（11参考 地方公務員法抜粋を参照）
- (4) 新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当するもの

試験区分	学 歴 等	年 齢
一般事務 (初級) 注1	高等学校、高等専門学校、短期大学及び専修学校 を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者（学校教育法による <u>4年制大学（大学院）を卒業した者及び令和3年3月に卒業見込みの者又は高等専門学校専攻科を修了した者及び令和3年3月に修了見込みの者は除く。</u> ）	平成7年4月2日以降に生まれた者
一般事務 (障がい者・初級) 注1	高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校、大学及び大学院 を卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者で、次の要件を全て満たすもの ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 イ 活字印刷又は点字による出題に対応できる者	昭和56年4月2日以降に生まれた者
消 防 士 (初級) 注1	日本国籍を有し、アからウまでの要件を満たす者で、 高等学校、高等専門学校、短期大学及び専修学校 を卒業したもの又は令和3年3月に卒業見込みのもの（学校教育法による <u>4年制大学（大学院）を卒業した者及び令和3年3月に卒業見込みの者又は高等専門学校専攻科を修了した者及び令和3年3月に修了見込みの者は除く。</u> ） ア 視力が両眼で0.7以上（矯正含む。）で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上（矯正含む。）の者 イ 聴力が左右正常である者 ウ 準中型自動車免許取得者（車両総重量7.5tに限る。）又は令和3年度中に取得できる者	平成9年4月2日以降に生まれた者
土木技術 (初級) 注1	高等学校、高等専門学校、短期大学及び専修学校 において、 土木又は農業土木課程 を履修し、卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者（学校教育法による <u>4年制大学（大学院）を卒業した者及び令和3年3月に卒業見込みの者又は高等専門学校専攻科を修了した者及び令和3年3月に修了見込みの者は除く。</u> ）	平成7年4月2日以降に生まれた者
社会福祉 (有資格者)	社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者	昭和60年4月2日以降に生まれた者
管理栄養士 (有資格者)	管理栄養士の資格を有する者	昭和60年4月2日以降に生まれた者

建築技術 (有資格者)	1級建築士の資格を有する者	昭和51年4月2日以降に生まれた者
一般事務(上級) (魅力あるパーソナリティ枠) 注2、注3	学校教育法による4年制大学(大学院)を卒業した者又は令和3年3月卒業見込みの者で、スポーツ、文化芸術、学術及び国際貢献に関する活動において実績・成果を収め、実績・成果を収めるに至るまでの過程において培われた挑戦する意欲や能力を市政で発揮できる者	昭和60年4月2日以降に生まれた者
建築技術(上級) 注2	学校教育法による4年制大学(大学院)において、試験区分に係る関係学科を専攻し、卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者	平成3年4月2日以降に生まれた者
機械技術(上級) 注2		
機械技術(中級)	高等専門学校、短期大学及び専修学校 において、試験区分に係る関係学科を専攻し、卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者(学校教育法による <u>4年制大学(大学院)を卒業した者及び令和3年3月に卒業見込みの者又は高等専門学校専攻科を修了した者及び令和3年3月に修了見込みの者は除く。</u>)	平成3年4月2日以降に生まれた者

注1 高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校等を卒業した者又は卒業見込みの者については、新居浜市が準ずると認める者を含みます。

注2 上級における大学を卒業した者(卒業見込みの者を含む。)には、高等専門学校専攻科を修了(修了見込みの者を含む。)し、かつ、学士の学位を取得した者(取得見込みの者を含む。)を含みます。

注3 魅力あるパーソナリティ枠における実績・成果及び能力について

- ① スポーツ、文化芸術、学術の実績・成果とは、高校在学時以降に全国大会(スポーツにあつては、国体、インターカレッジ、インターハイ等、県・四国予選等を経て、日本体育協会加盟の競技団体が主催・共催する大会等とし、文化芸術・学術にあつては、日本美術展覧会、全日本吹奏楽コンクール、全国高等学校総合文化祭等の全国規模のコンクールや展覧会等とします。)以上のレベルの大会への出場が必要です。
- ② 国際貢献とは、JICA(独立行政法人国際協力機構)、NPO法人等を通じた国際ボランティアなどの国際貢献活動に海外で従事した経験が、平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間に、通算2年以上あることとします(留学や研修期間を除く。)
- ③ 申込みの際に、実績調査票及び実績・成果を収めたことを証明できる書面(新聞・雑誌等掲載記事、賞状、証明書等の写し)を提出していただきます。
- ④ 能力とは、スポーツ、文化芸術、学術、国際貢献に関する活動の専門的、技術的な知識・能力ではなく、前向きな精神、物事を成し遂げる力などのことです。

※ 受験資格について、ご不明な点があれば、お問合せください。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 公務員として必要な一般知識・知能及び各試験区分に応じて必要な専門試験について筆記試験を行います。

(ア) 試験科目、出題分野などは、別紙1及び別紙2を参照してください。

(イ) 一般事務（上級）（魅力あるパーソナリティ枠）、社会福祉（有資格者）、管理栄養士（有資格者）及び建築技術（有資格者）については、職務遂行に必要な一般教養及び事務能力について試験を行います（社会人全般に求められる基本的な資質をみる試験です。いわゆる「公務員試験対策」は必要ありません。）。

(ウ) 一般事務（初級）、一般事務（障がい者・初級）、一般事務（上級）（魅力あるパーソナリティ枠）、消防士（初級）、社会福祉（有資格者）、管理栄養士（有資格者）及び建築技術（有資格者）については、専門的知識の筆記試験は行いません。

イ 専門試験【土木技術（初級）、建築技術（上級）、機械技術（上級）（中級）のみ】

ウ パーソナリティ検査【全職種】

エ 事務適性検査【一般事務（初級）、一般事務（障がい者・初級）のみ】

オ 消防適性検査【消防士（初級）のみ】

(2) 第2次試験

ア 作文試験

イ 口述試験 面接試験など

ウ 体力テスト【消防士（初級）のみ】

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和2年9月20日（日） 8時30分～12時40分 13時15分～16時40分 (試験区分によって開始終了時間が異なります。別紙1、2参照)	市役所 本庁舎	令和2年10月中旬に本庁舎及び各支所掲示板に掲示するほか、受験者全員に通知します。 また、新居浜市ホームページにも掲載します。
第2次試験	第1次試験に合格した方に通知します。		

第1次試験の結果（本人の点数、順位、合格者の最低点）をお知らせすることができます。希望される方は、申込書の該当欄に記入してください。ただし、第1次試験合格者は除きます。なお、点字による第1次試験は別途行いますので、希望される方には後日改めてお知らせします。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。

この名簿の有効期間は、原則として令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。ただし、社会福祉（有資格者）、管理栄養士（有資格者）及び建築技術（有資格者）については、令和3年1月1日から令和3年12月31日までとします。

(2) 所定の時期までに卒業しなかった場合は、採用されません。

(3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていない者は、採用されません。

7 給与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

上級（22歳） 182,200円 程度

中級（20歳） 163,100円 程度

初級（18歳） 150,600円 程度

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

8 受験手続

(1) 申込書の請求 …… 令和2年7月27日（月曜日）からお渡しします。

申込書は、総務部人事課、上部支所、川東支所又は別子山支所の窓口にご請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記して94円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。

また、新居浜市ホームページから申込書及び受験票を印刷することができます。申込書は、A4サイズで両面印刷してください。受験票は、切り取って提出してください。なお、拡大・縮小印刷は、行わないでください。

(2) 申込手続

ア 申込書及び受験票には、必要な事項を記入（パソコン入力不可）し、最近6か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cm）を貼って、総務部人事課へ提出してください。

なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、宛先を明記して84円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。

- イ 申込書の受付と同時に受験票を交付しますが、この受験票は、試験当日に持参してください（郵便により申し込まれた場合、受験票が試験日の2週間前（令和2年9月7日（月））までに届かないときは、必ず人事課まで連絡をしてください。）。
- ウ 一般事務（上級）（魅力あるパーソナリティ枠）の申込みは、実績調査票及び実績・成果を収めたことを証明できる書面の提出も必要です。
- エ 一般事務（障がい者・初級）の申込みは、障害者手帳（氏名、障がい名等が確認できる箇所）のコピーを添付してください。なお、申込み時に手帳が未交付の方は、交付後、第1次試験の受験日まで持参してください。

9 受験手続の問合せ先

新居浜市 総務部人事課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1213

新居浜市ホームページ <http://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

10 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

(1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

11 参考（地方公務員法一抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験者のみなさんへ

(注 意 事 項)

- 1 試験当日は、受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- 2 試験当日は、試験会場への車の乗り入れは御遠慮ください。
- 3 新居浜市役所は敷地内全面禁煙になっておりますので、喫煙は敷地外で行い、自分の責任において吸殻の後片付けをしてください。
- 4 試験区分によって試験の開始終了時間が異なります（別紙1及び別紙2参照）。昼食が必要な場合は各自で準備してください。

試験開始時間	試験区分
8：30～	一般事務（初級）、一般事務（障がい者・初級）、一般事務（上級）（魅力あるパーソナリティ枠）、消防士（初級）、社会福祉（有資格者）、管理栄養士（有資格者）、建築技術（有資格者）
13：15～	土木技術（初級）、建築技術（上級）、機械技術（上級）、機械技術（中級）

※ 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。

特に、遠方から受験される皆様には、天候や交通機関の運行状況にご注意いただき、事前に試験会場近郊に宿泊されることなどもお勧めします。

※ 台風等の災害又は今後の新型コロナウイルス感染症の状況になどにより、やむを得ず試験日程等の変更をする場合は、新居浜市のホームページでお知らせします。